⑥　IoT、AI等によるデータ利活用に関する事項

IoT、AI等の活用により、川上中小企業者等が有する基盤技術の高度化を図ることが期待される一方、重要な技術情報等を狙ったサイバー攻撃は増加傾向にあり、その手口も巧妙化している。データを扱うに当たっては、「IoTセキュリティガイドライン」等を参考にしつつ、こうしたサイバー攻撃のリスクを認識し、自社に加え、取引先等の関係者も含めたセキュリティ対策を講じることが重要である。また、中小企業者等が、他者と連携してデータを活用・共有するためには、データの利活用促進と適切な保護の観点から、「データの利用権限に関する契約ガイドライン」等を参考にしつつ、データ活用の在り方に関して十分な協議の上で公平かつ適切に取り決めを行い、契約においてデータの利用権限や保護の考え方を明確にしていくことが重要である。

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
釜石市片岸町第一地割八番一から同市片岸町第九地割一三二番まで	前	一七・〇〇～九九・四三メートル
	後	一七・〇〇～八三・二四メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市片岸町第一地割八番一から同市片岸町第九地割一三二番まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十一日

○東北地方整備局告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年三月九日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百十五号	相馬市大字東玉野字姥ヶ岩から伊達市霊山町下小国字山岸まで	改築	平成三十年三月九日

○関東地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鶴ヶ島市大字藤金字道上四六一番九から同市大字藤金字仲橋一九四番一まで	前	四三・八八～一〇一・九九メートル
	後	四三・八八～一一一・九六メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	久喜市菖蒲町下栢間字陣屋二五七八番一から同市菖蒲町下栢間字在家二二六四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月九日

○関東地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	稲敷市駒塚字東原八七五番一から同市清水字土手添一六一二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月九日

○北陸地方整備局告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日　北陸地方整備局長　小俣　篤

平成二十年北陸地方整備局告示第五十四号を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道八号　富山県下新川郡朝日町境地先（新潟県境）から同県富山市水橋金尾新地先まで

○中部地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第五百二十三号西三河都市計画下水道事業衣浦東部流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年三月七日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし